

## 都内における産業廃棄物の取扱い状況等のまとめ（その2） （平成13年度実績）

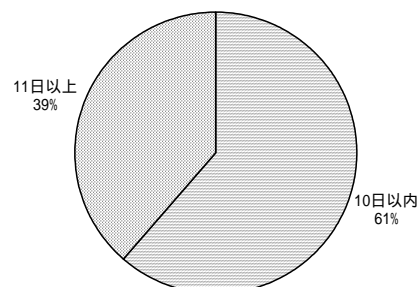
### 産業廃棄物に係る自己診断票の集計結果

#### （1）マニフェストの使用状況

##### マニフェスト B 票の返送状況

###### 【集計結果】

運搬終了後に排出事業者へ返送するマニフェスト B 票を「10日以内に返送する」収集運搬業者の割合は61%となっています。

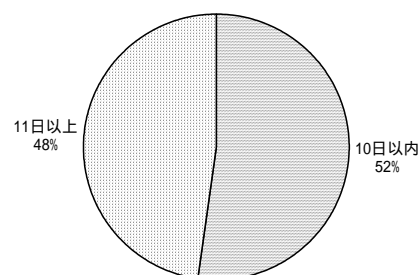


マニフェスト B 票の返送状況

##### マニフェスト C 票、D 票の返送状況

###### 【集計結果】

中間処理終了後に収集運搬業者及び排出事業者へ返送するマニフェスト C 票、D 票を、「10日以内に返送する」中間処理業者の割合は52%となっています。



マニフェスト C 票、D 票の返送状況

###### 【解 説】

運搬終了を排出事業者へ通知する B 票の返送期限は、「運搬を終了した日から10日以内」（施行規則第8条の23）、中間処理が終了したことを排出事業者、収集運搬業者へ通知する C 票、D 票の返送期限は「処理を終了した日から10日以内」（施行規則第8条の25）と定められています。

11日以上経ってから返送している場合は違法行為となり、お客様である委託者に対して大きな迷惑をかけることとなります。

#### （2）契約書の記載事項

###### 【集計結果】

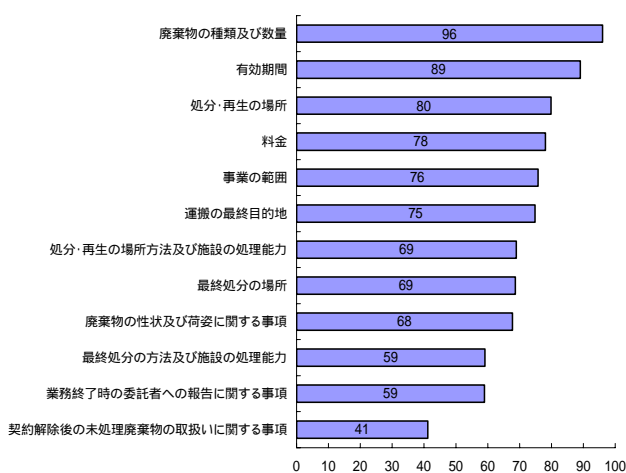
委託者と取り交わす契約書の記載項目としては、「廃棄物の種類及び量」、「有効期間」などが多く90%前後の方が契約書に記載しています。一方、記載の割合が比較的低い数値にとどまっているものとして、「契約解除後の未処理廃棄物の取扱い」などが挙げられます。

###### 【解 説】

右図の項目は、すべて廃棄物処理法により契約書に記載しなければならない項目となっています。

これらの項目は、産業廃棄物を適正に、そして安全・確実に処理するために必要な事項です。

自社の契約書と照らし合わせ、これらの項目が記載されていない場合は、早急に書式の変更を行ってください。



契約書の記載事項

### (3) 法規集の所有状況

#### 【集計結果】

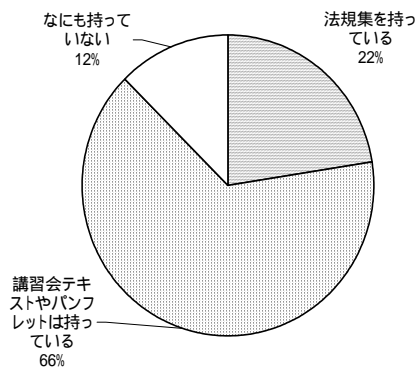
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の法規集を所有している処理業者は22%、所有していないが講習会テキストやパンフレットを所有している処理業者は66%でした。一方、何も持っていない処理業者は12%でした。

「法規集を持っている」処理業者の法規集の発行年度は、13年度及び14年度が多くを占めています。

#### 【解説】

近年、循環型社会の形成に向けて、廃棄物やりサイクルに関連する法律の整備が急速に進みました。これらの法改正に対応し、適正処理を行うためには、法規集や実務必携などの参考図書は、常に最新版を所有し参照する必要があります。

さらに、法改正の動きについても環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>) でこまめにチェックするなど、注意を払う必要があります。



法規集の所有状況

### (4) 講習会への参加、研修会の実施

#### 【集計結果】

過去1年間に、産業廃棄物に関する講習会や研修会に参加した処理業者は74%でした。

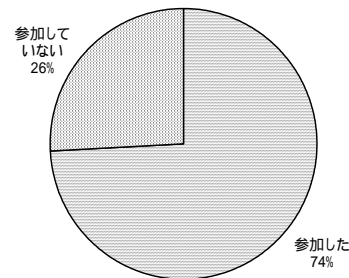
また、社内において産業廃棄物に関する研修会等を実施している事業者は66%となっています。

#### 【解説】

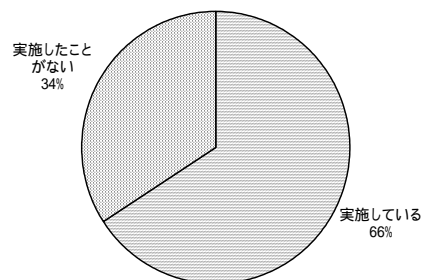
産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物を取り扱うプロフェッショナルです。委託された産業廃棄物を責任を持って適正に処理するためには、法で定められた規制の内容の把握と法の遵守はもちろんのこと、最新の処理技術の動向、各種産業廃棄物に関する情報なども把握しておくことも重要です。

産業廃棄物の処理や法規制に関しては、各種団体において研修会等が多数開催されているほか、東京都も、産業廃棄物処理に関する講習会を開催しております。

これらの講習会への参加や自主的な研修会の実施を通じて、産業廃棄物処理業者としての資質向上・レベルアップを図ることが望ましいといえます。



講習会、研修会への参加



社内研修会の実施状況